

危機管理産業展 2015 出展に係る業務委託仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
企画管理部 助成課

目 次

1	件 名	3
2	目 的	3
3	事業コンセプト	3
4	展示会の概要	3
5	業務概要	3
6	業務詳細	4
7	所有権等	5
8	応募者の要件	5
9	委託事業者選定の流れ.....	6
1 0	提出書類	6
1 1	支払方法	7
1 2	セキュリティポリシー要件	7
1 3	契約情報の公表	8
1 4	暴力団等排除に関する特約条項.....	8
1 5	その他.....	8

仕様書

1 件 名

危機管理産業展 2015 出展に係る業務委託

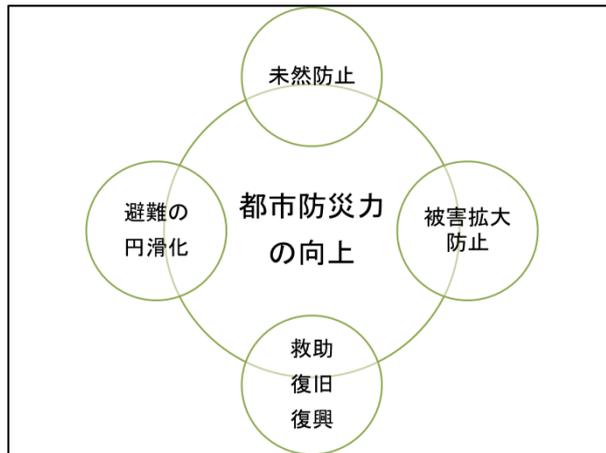
2 目 的

先進的防災技術実用化支援事業による成果を広くPRする場を設け、支援する技術・製品の普及促進を推進することにより、都内中小企業の事業機会拡大と都市防災力の向上を図ることを目的とする。

3 事業コンセプト

「災害の未然防止」、「被害拡大防止」、「救助・復旧・復興」、「避難の円滑化」の4つの視点から都内中小企業の優れた技術・製品の実用化と普及促進を図る。

(先進的防災技術実用化支援事業のコンセプトイメージ)



4 展示会の概要

展示会名 危機管理産業展 2015
開催場所 東京ビッグサイト (江東区有明 3-21-1)
開催日時 平成 27 年 10 月 14 日から平成 27 年 10 月 16 日
各日午前 10 時から午後 5 時まで
出展面積 10 小間 (90 m²)
出展内容 先進的防災技術実用化支援事業の支援製品 (12 社程度) 等

5 業務概要

受託者が実施する業務概要は以下のとおり。

- (1) ブースの企画、デザイン、設営及び撤去
- (2) PR用コンテンツの制作

6 業務詳細

受託者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

(1) ブースの企画、デザイン、設営及び撤去

①レイアウト

来場するバイヤーに支援製品等のPRが効果的に行われ、全体の商談促進につながるような会場レイアウトとし、以下のアからオを盛り込むこと。

ア 共同出展コーナー（12社程度を想定）

パネル、支援製品実機、企業担当アテンド等によるPRを実施する。

イ 支援事例（実用化途上の取組）紹介コーナー

パネルによるPRを実施する。

ウ 商談コーナー

出展企業の商談スペースを設ける。

エ 助成事業紹介コーナー

先進的防災技術実用化支援事業の制度趣旨・概要を説明する。

オ 公社紹介コーナー

②デザイン・装飾

「先進的防災技術実用化支援事業」の事業趣旨に相応しい洗練された配色と照明を演出すること。

- ・ 原則、間仕切り等は設けず見通しを良くすること。
- ・ 床工事：パンチカーペット色彩は全体イメージと統一感のあるものを使用すること。
- ・ 電気工事：展示ブース内の幹線工事、配線工事を行うこと。
- ・ (2) で制作するPR用コンテンツを活用した効果的なアイキャッチ装飾を設置すること。
- ・ パネルはLEDバックライト付き又は内照式等の工夫を凝らすこと。

③ブース設営・撤去

ブース設営ならびに撤去、物品、資材、什器（展示台、テーブル）等のレンタルの他、必要な装飾品等の設置ならびに撤去を行うこと。

④工程管理

契約上定められた工程を順守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況等については、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）に随時報告するとともに指示に従うこと。

⑤出展企業との調整

共同出展コーナーの展示や装飾等については各出展企業との調整を行うこと。

(2) PR用コンテンツの制作

以下①～⑥に係る企画、取材、編集、制作及び納品に係る業務を実行すること。

①成果事例集

構成	表紙、事業概要、支援製品（12社程度）、奥付、裏表紙
部数	2,000部

版型 A4版タテカラー印刷

ページ数 20ページ程度

②リーフレット

成果事例集のコンテンツをコンパクトにまとめた概要版。

部数 5,000部

版型 A3二つ折り両面カラー印刷

③パネル

事業概要説明用 1点

支援製品説明用 12点

④PR映像

ブースで定常的に流すための2～3分程度の事業PR映像 1点

⑤WEB広告サイト・バナー

WEBサイト 1ページ

(株式会社東京ビッグサイトの主催者サイトのバナー広告にリンクさせるためのWEBサイト)

⑥自由企画提案

仕様書に示す展示・映像に限らず、貴社の強み等を生かし、本業務委託の中で実施できる展示、造作、意匠、広報などの自由企画提案を行うこと。

7 所有権等

完成したコンテンツのデータは公社が指定したファイル形式（イラストデータ形式、PDF形式等）でDVD等の記録メディアに保存し、公社に納品すること。

完成したコンテンツに関する所有権等、一切の権利は公社に帰属するものとする。

8 応募者の要件

以下、(1)から(3)のすべての要件を満たす者

(1) 東京都における平成27・28年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「営業種目：120 催事関係業務」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること。

(2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。

(3) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者

9 委託事業者選定の流れ

6月17日(水)～6月25日(木)	希望票提出(厳守)
6月29日(月)	指名通知(予定)
7月2日(木) 午前10時～	仕様説明会 ※本社地下1階会議室(千代田区神田佐久間町1-9) ※説明会参加は必須条件となります。
7月2日(木)～7月7日(火)	質問受付(メールのみ受付・厳守)
7月9日(木)	質問回答(予定)
7月22日(水)	企画提案書提出期限(厳守)
7月28日(火)	審査会(書類審査のため参加不可です。)
7月30日(木)	審査結果連絡(予定)

10 提出書類

(1) 希望票提出時

平成27年6月25日(木)午後4時までに、以下①から③のすべてを提出してください。※郵送提出可(必着)

①	希望票【様式1】	必要事項を記入・押印
②	運営実績等記入一覧表【様式2】	必要事項を記入
③	東京都の「平成27・28年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「平成27・28年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し	

(2) 企画提案書提出時

平成27年7月22日(水)午後4時までに、以下①から⑨の資料を各8部ずつカラー印刷で提出してください。※郵送提出可(必着)

①	ブースレイアウト図及びブースイメージ(平面図及び立面図)	各社1案のみ提出
②	成果事例集の表紙、支援製品のページラフ案	各社1案のみ提出
③	リーフレットのラフ案	各社1案のみ提出
④	PR映像の企画案	各社1案のみ提出
⑤	WEBサイト1ページのラフ案	各社1案のみ提出
⑥	その他委託業務における自由提案書	予算限度額で最大限できる提案をしてください。
⑦	見積内訳(消費税及び地方消費税を含むこと)	各業務に係る明細を記載すること。 <u>見積金額は予算限度額以内とすること。</u> 社名を伏せて提案書に記載すること。

⑧	実施体制図	責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること。
⑨	会社案内	

※提案書の作成要領

- ・提案書（自由様式）は原則A4版とする。
- ・提出部数は正本1部、副本7部（指定の表紙使用）を用意すること。
提案書副本には指定の表紙を使用し、提案内容についても会社名がわからないように作成すること。会社名がわかる場合、失格となる場合があります。提案額も、社名を伏せて提案書に記載すること。

(3) 予算限度額

委託料 10,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ご提案いただいた価格及び内容に基づき審査させていただき、決定いたします。

1.1 支払方法

検収後、受託者からの請求に基づき30日以内に口座振込みにより支払う。

1.2 セキュリティポリシー要件

受注者は、本更新業務中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、別途「公社情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守することを求める「同意書」または「秘密保持契約」を提出するものとする。

特に契約に関しては下記の事項について要件を明記した契約を締結するものとする。

- ア 情報セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守
- イ 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
- ウ 提供されるサービスレベルの保証
- エ 従業員に対する教育の実施
- オ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- カ 業務上知り得た情報の守秘義務
- キ 再委託に関する制限事項の遵守
- ク 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ケ 業務委託の定期報告及び緊急時報告義務
- コ 発注者又はシステム管理者による監査、点検、検査がある得ること及びその場合の協力義務
- サ 事故発生時の報告及び対応義務
- シ 遵守事項についての同意書等の提出
- ス 情報セキュリティに関する要件が遵守されず、事故が発生した場合の規定（損害賠償等）
- セ 情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表があり得ること

1 3 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

1 4 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

1 5 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議すること。
応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

(担当)

公益財団法人東京都中小企業振興公社
企画管理部助成課

酒井

TEL 03-3251-7895

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。